

## 職業インタビュー ～弁護士の方に～

北海道大学 橋本ゼミ 3年  
山上咲子

### 1. プロフィール

私が、インタビューに伺ったのは、「札幌総合法律事務所」の弁護士、中村隆先生と小林令先生である。

まず、中村先生は、昭和 30 年生まれで今年 60 歳になる方である。大学は北海道大学の法学部を卒業後、昭和 63 年に弁護士登録をして、弁護士として働いて 27 年目になる。経歴としては、札幌弁護士会会長、北海道弁護士会連合会理事長、日本弁護士連合会常務理事等を務めた経験がある。

小林先生は、今年 29 歳になる。中央大学法学部・北海道大学法科大学院を卒業後、平成 25 年に弁護士登録をした、弁護士になって 2 年目の方である。小林先生が、弁護士になろうと思ったきっかけは、医者になりたいといった友人の影響で、「自分は法曹を」と漠然と目指すようになった。また、法曹に関する本を読み、公務員として国家の側に立って仕事をする検察官よりも、国の側に立つわけではなく、自由に活躍できる弁護士になりたいと思うようになったそうだ。

### 2. スケジュール

まず、一日のスケジュールとその詳しい仕事の内容についてお聞きした。

勤務時間としては、朝 9 時に出所してから、夕方 5 時半までである。その間の仕事内容には、まず、事務所でのお客様との面談や打ち合わせ、法律相談がある。このようなお客様からの依頼は、一週間前から決まっていることもあれば、当日や前日になって連絡が来ることもあるそうだ。次に、裁判所での期日の仕事がある。期日については、その一か月前から決まっているそうだ。このように、仕事中は弁護士事務所か裁判所のどちらかにいることが多いそうだ。ほかには、事件の現場を実際に見に行ったり、刑事事件の場合には、拘留所や留置場にいる被疑者との面会に行ったりすることもある。このように、仕事の形態はさまざまであり、毎日決まったスケジュールがあるというわけではなく、たくさんの仕事量をこなしていくそうだ。

次に、一年のスケジュールについて、特に忙しい時期と、他の時期に比べて忙しくない時期があるのかをお聞きした。

一年間の仕事の流れとしては、特に忙しくなる時期は、年末年始だそうだ。「事件を片付けてしまいたい」と考えるお客様が増える傾向があるからである。逆に、他に比べて忙しくない時期は、裁判所が休みになる休廷期間であり、7 月後半から 8 月中旬の 3 週間ほど、また、裁判官の異動がある年度初め（4 月初め）も同様、期日が入らなくなるので、比較的忙しくないそうだ。しかしながら、期日が入らなくなるものの、お客様からの依頼など、法律

相談の仕事は普段と変わらずにあるので、忙しいことに変わりはないそうだ。

### 3. これまでの具体的な事案について

弁護士への依頼の内容や依頼数は、そのときの社会情勢によって影響されるのかどうかを質問した。

弁護士として27年働いている中村先生は、これまで経済面や法制面で様々な変遷を遂げた日本社会を見て仕事をしてきた経験から、次のように語ってくださった。中村先生が弁護士になられたころは、昭和63年のバブル絶頂期であった。バブル崩壊後、不動産立ち退きと地上げに関する問題、法人破産に関する問題が急激に増加したそうだ。また、弁護士になれる少し前の、1980年代の豊田商事事件では、悪徳商法によって多くの高齢者が詐欺に巻き込まれる事態が発生した。そこで、被害を受けた全国の消費者を保護する活動が、全国の弁護士によって行われた。北海道においては、平成9年の北海道拓殖銀行の破綻、それに伴う関連事業の破産についての事件を担当された。ほかには、栗山クロムやB型肝炎などの公害問題、サラ金クレジットによる個人破産、自殺者の増加、暴力団の活動など、社会には様々な問題が発生してきた。このように次々と発生する社会問題を解決することが、弁護士の役目である。そして、弁護士会は委員会を立ち上げて活動したり、弁護団等を立ち上げて社会運動をつくったりしている。また、以上のような問題には、個人からの依頼がなくても、弁護士会の方で積極的に取り組んで、問題に対処できるような受け皿をつくっていくことも多いそうだ。

このような、社会における弊害、ひずみを解決することが弁護士の使命である。また、個々の人だけでなく、社会の仕組みとしてどのような法律が必要かを考えることも弁護士として大変重要である。

### 4. 弁護士の仕事について

これまでの具体的な事案と関連して、弁護士という仕事についてどのように考えていらっしゃるかをお話ししてくださった。

まず、弁護士とは、多数決原理において救済されない少数者の人権を守ることを使命とする仕事である。そして、一口に弁護士といっても、多様な思想を持った者の集まりである。よって、弁護士としてはそのような多様な人の集まりでありそれぞれがバックグラウンドを持っていることを理解することと、弁護士会としては偏った意見に基づかないことが重要である。また、罪を犯した者の人権や、社会的に悪とみなされるような行為をした人権をどうすべきか、を考えることも重要である。さらに、弁護士は商売として自己の利益を求めのではなく、社会における弊害をなくすことを最優先に活動しなければならない。他方で、立憲主義をバックグラウンドとする法曹にとって、憲法に反するような行動には反対していかなければならない。立法、行政、司法という三権の分立の一翼を担うものとして、確固たる発言権を持っていなければならない。

## 5. 弁護士会について

弁護士会について、どのような機能を持っているか、弁護士との立ち位置、関係性などをお話しして下さった。

弁護士として活動するためには、強制加入団体である弁護士会に入ることが必要である。弁護士法で定められている、「基本的人権の擁護と社会正義の実現」という弁護士の使命を全うするにあたって、弁護士会は重要な意味を持つ。弁護士会は、その設立が弁護士法によって定められており、「弁護士自治」が最も重要な理念のひとつである。弁護士自治とは、国や地方公共団体と対立する個人を救済する際に、弁護士は、国家からの介入を受けないという考え方である。なぜこのような制度があるかといえば、もし弁護士が国家から影響を受ける関係にあり、国家から管理されていれば、弁護士が国家に対して不利な行動をとった時に、弁護士の職を辞めさせられたり、給料を減らされたり、という圧力が加えられることが想定されるからである。このように、弁護士の自由な活動が妨げられ、弱い立場の人を守ることができなくなる、という事態を防ぐために「弁護士の自治」が定められている。一方で弁護士会の機能には、このような行政との対立、行政からの独立と同時に、弁護士自らの監督、という面も併せ持つ。弁護士法に反するような行動をとる弁護士が現れないよう、弁護士としてふさわしくない行動をとるものが現れば、処罰の対象にし、弁護士会が全弁護士を監督することが定められている。

このような考え方が生まれた背景には、弁護士の歴史が深く影響している。戦前の弁護士は、国から管理される立場にあったが、そのような状況では弁護士としての活動ができないという考え方が出てきたためである。

## 6. 今後の弁護士の在り方について

弁護士の仕事について、メディアから様々な形で取り上げられることも多いが、それに対して弁護士の方がどのように考えていらっしゃるのかをお聞きした。

2000年頃に、司法制度改革が始まり、それに伴い法曹養成制度改革は2000年代後半から行われるようになった。この法曹養成制度改革は、法曹人口を増やすことを目的としていた。その背景としては、国際化や規制緩和という時代の流れによって、事前規制型社会から事後救済型社会への展開を図るという考え方があった。しかし、このような新自由主義的な政策への転換によって、個人間、都市と地方の間などでは、貧富の差ができ、格差社会へとつながった。また、事後救済型社会では、個々の人の救済を図るため弁護士が必要になると予想された。しかし、実際には弁護士の活躍の場は想像以上に広がらなかった。このことが、現在、社会でいわれるような、弁護士の就職難の原因である。しかし、弁護士は自分の仕事を確保するためにいろいろな活動を行っているだけでなく、社会で生じている弊害を是正するための法律改正を求める活動も行っている。弁護士の活躍の場が、拡大しなかったことの一因として、次のことが挙げられる。たとえば、平成18年に利息制限法が改正された

ことがある。これによって、それまで過払いに関してグレーゾーンにあった問題が解消されるようになり、弁護士が介入する必要がなくなり、それまでに比べて仕事が減少したという事実がある。しかし、弁護士は基本的人権の擁護と社会正義の実現を使命としているのであるから、法改正によって社会の弊害が少しでも取り除かれたことは非常に意義のあることだと思う。

内閣閣僚会議によって、法曹養成制度審議会が立ち上げられ、司法修習生やロースクールの制度について今後どうしていくべきか、ということが今まさに議論されている。そのことについて、現時点では、いろいろな制度が発展途上にあり、制度の改善のスピードが弁護士の人口増加のスピードに追いついていない、といえる。制度がしっかりと充実した状態になるまで、弁護士数の増加を緩和させるべきだ、と中村先生はじめ、多くの弁護士の方が考えているようだ。

## 7. 専門分野について

中村先生の専門分野は、企業法務（コンプライアンス、労務問題、債権回収等）、各種保険関係（交通事故、施設賠償等）、医療事故（医師、歯科医師、施設等）、企業倒産（破産、特別清算、任意整理等）、企業再生（民事再生、M&A等）、相続（遺言、遺産相続）など幅広く扱っている。小林先生の専門分野は、交通事故、離婚、相続、債務整理（破産、民事再生、任意整理）、医療（医師、歯科医師、施設等）などである。

これらの専門分野は、様々な事件を担当する中で、自分の興味のある分野を見つけたり、きっかけをつかんだりすることが重要である。座学は実戦に結び付かない、OJT の考え方で、実際に経験して、少しずつ勉強を重ねていくことが大切であるようだ。また、弁護士会の委員会などの勉強会の機会を生かすこともできるようだ。

## 8. 「札幌総合法律事務所」の特徴について

所属弁護士が 15 人、事務員が 18 人とほかの弁護士事務所比べて規模が大きいことである。弁護士の人数が多ければ、それだけ事務所としての受け皿が大きく、いろいろな案件に柔軟に対応することができる。また、様々な社会貢献や広告戦略もしやすいようだ。

## 9. 今後の目標

弁護士の方が、今後どのような方向性を目指していくかについて、お聞きした。

中村先生が、今日の弁護士業界に関して懸念していることは、「日本社会で司法の役割が低下している」ことだそうだ。まず、裁判所に対する国家予算の割合が低下している。また、最近の国会では、国会が国の中心であるというような発言がみられる。そして、最高裁判所は国の制度に口を出すべきでないと考えている国会議員も見られる。これは、三権分立や立憲主義を無視した考え方である。司法は、国の中心ではないが、インフラの一つとしてその役割を担っていくべきである。同時に、司法が社会の中で定着した存在になっていないこと

もまた問題である。市民に対して身近な存在であるとは言えず、果たして社会で起きている問題の受け皿になっているのかという問題である。司法を国民の中に浸透させ、弁護士がより市民に対して堅実に発言し、活躍できるような社会が必要であると考えている。さらに、若い弁護士が活躍できるような場を確保し、多様な人材が弁護士となることで、さまざまな角度から社会を支えられれば、と考えている。また、それによって弁護士を目指す人が増えてくれればうれしいと語って下さった。

## 10. 大学生へのアドバイス

現役の弁護士の方から、大学生の間にしておくべきことなどアドバイスをお聞きした。

小林先生⇒

弁護士になるには、資格が必要であり、司法試験に合格する必要がある。やはり多くの方が、「もっと早く勉強しておけばよかった」と思うものなので、早く勉強するにすぎたことはない。また、勉強以外にも、バイトやサークル、ボランティアなどの有意義な活動をして、時間を有効に活用してほしい、とおっしゃっていた。

中村先生⇒

同様に、司法試験の勉強をすることが重要だと話して下さった。ただ、それと同程度に重要なことは、人間力を鍛えることだ。弁護士として働くうえで、「人と話せること」、「理解できること」、そして「共感できること」は大きなポイントである。また、読書をしたり、雑学を身に着けたりすることで、教養、感受性、想像力、包容力、コミュニケーション能力を意識して高めていく努力をしてほしいとおっしゃっていた。

## 11. 感想

今回のインタビューで私が学んだ最大のことは、弁護士として仕事をするにあたって、その使命やバックグラウンドを常に意識しておかなければならない、ということである。これは、どの職業にも当てはまることであるように思う。自ら働くにあたって、どのような立ち位置で、社会に対してどのような影響を及ぼすことができるか、を考えながら仕事することで、感じるやりがいや使命感に、より重要な意味が付されることになるだろう。

ここで、弁護士という仕事を通して、社会においてどのような役割を果たすべきなのか、を考えるうえで重要な2点を、私なりの考察から述べたい。

まず一つは、これまでの社会において弁護士がどのような立場で働いてきたか、という歴史を考えることである。戦前は国の管理の下で仕事をしていた弁護士が、今日のように国からは独立して、弁護士会による弁護士の自治の下で活動するようになった背景とは何か。弱い立場にある人々、すなわち自分の意見が通されにくい少数者の権利を守ることが、弁護士の役割である。よって、もし弁護士が国家から管理されていれば、政府の権限によって国にとって都合のいいようにつかわれるかもしれない。国家と国民の利害が対立し、権力の強い国家が勝ち、国民の意見が通らない、という場面はどうしても避けられない。そのような場

合には、国民の権利を守るためには、国から独立している必要があるのだ。このようにしてつくられた弁護士と弁護士会の仕組みを理解し、立場を考えながら様々な事件に立ち向かわなければならない。私は、弁護士会にこれほど深い意味があるということ、今回初めて知ることができた。

二つ目は、社会における弁護士の必要性を考えることである。一般の人にとって、法律的なトラブルに遭遇しない限り、司法にかかわる機会ほとんどないだろう。しかし、いざ自分がトラブルに巻き込まれると、すぐに相談できる身近な存在があることはかなり心強いことである。一方で、社会で発生する様々な問題に積極的に対処するために、弁護士同士が問題を直視し取り組んでいく役割も重要だと思う。個人からの依頼を受けた事件にとどまらず、社会で起きている問題を解決に導き、市民にとってよりよい社会をつくる手助けができるだろう。このように、市民からの相談を受けると同時に、社会に対して弁護士として何ができるか、必要とされる場面はどこか、という必要性について考えていかなければならない。

以上のように、弁護士としての立ち位置、必要性からその責任を考えていかなければならない。今、弁護士を目指す大学生の私にとって、弁護士を取り巻く様々な問題、例えば就職難や養成制度改革などについての問題が生じており、このような問題についてしっかりと考える必要がある。しかし、それ以上に、将来の弁護士像について深く考えることはもっと重要なことだと思う。社会に対してより良い影響を与えるために、自分に何ができるか、一人でも多くの方が自分の生活に満足できるような社会をつくるために何ができるかを、考えていきたい。

今回のインタビューを通して、そのような将来像が少しでもイメージできたことに感謝したい。特に、裁判所での期日が長引き、次の依頼者との面談が迫っているという、お忙しい中、インタビューに答えて下さった中村先生と小林先生には、本当に感謝している。また、このような貴重な機会をつくって頂いたことにも重ねて感謝したい。